

# 子ども子育て支援新制度における当園の位置づけと 幼児教育無償化について

平成 27 年度より「子ども子育て支援新制度」が 施行され、幼稚園や保育所は幼児教育に携わる施設として、教育の質の向上と保育サービスの充実を図るべく運営体制の整備や公的支援制度の選択が必要とされました。当園でも新制度下の幼稚園（幼稚園型認定子ども園）に移行することを視野に入れ検討を重ねてきましたが、園管理体制の変革による混乱や公的支援の優位性への疑問もあり、現段階では移行を見送っています。

来年度も当園は、従来通り私学助成による学校法人立の幼稚園として現状を維持し、園と保護者は区役所を介さず、直接契約により入園を決定し、保育料は園が定めた一定同額をご納付頂きます。その上で、公的支援として、大阪市からの就園奨励費補助金をお受け取り頂くこととなります。

新制度下の幼稚園（認定子ども園など）に移行しなくても、子育て世帯に対する公的支援の制度は近年飛躍的に充実してきました。就園奨励費補助金は平成 29 年度より 4 才児 5 才児については、保護者の所得制限が撤廃され、全ての在園児保護者を対象に、年間幼稚園に納付頂いた保育料のほとんど満額に近い 308,000 円が支給されています。また、平成 31 年 10 月より、新たに 3 才児についても 4 才児 5 才児と同様に保護者の所得制限が廃止され、保育料のほぼ満額が支給される見込みである、との情報を得ております。

本年 6 月に政府の決定として、“平成 31 年 10 月より就学前教育の無償化が全面実施される”と発表されました。ただし、この制度については、現段階で明確に示されていることと、未だ不確定な要素があり、当園としましても次年度以降の保育料の公費助成（就園奨励費補助金）について保護者の皆様に対してどの様に説明し、ご理解を仰ぐべきか困惑しているのが現状です。そこで、現時点では、4 才児 5 才児は 4 月からの 1 年分として、3 才児は 10 月からの半年分として、幼稚園に納金した保育料のほぼ全額（1 年分としては 308,000 円、半年分としては 154,000 円。ただし保育料として支払った金額を上限とする）を公費で助成されるということ。また、区役所に於いて「保育が必要」と認定（例えば、母親が月 48 時間以上就労している、等）されれば、園での預かり保育の代金分として支払った額についても助成金が支給されるということです。ただし預かり保育料に対する助成についての詳細は未定です。

また、給食代の扱いについては現在審議されているようですが、保育料の一部として、公費助成の対象としては認められない可能性があるということです。当園では(月額)保育料に給食代を含み 26,600 円として納金頂いております。給食代に相当する額についてだけは保育料助成の対象から外すということになれば、保育料と給食代を分けて新たに金額を設定し直さなければなりません。保育料改定により、保育料年額が助成額の上限を下回ることになれば、現行通りの(満額)308,000 円ではなく、下回る金額をお受け取り頂くこととなります。その上で別途給食代を実費徴収させて頂くこととなりますことを、何卒ご理解頂きますようお願い致します。

今後も社会情勢を見据え、幼児教育及び子育て世帯への支援拡充を視野に入れ、当園独自の教育活動（ひかり幼稚園らしさ）が保証されると確信できる体制整備を模索していきます。公的支援の体制に関わりなく、子どもたちにとってより良い教育環境を提供できる幼稚園としてあり続けたいと願っています。

